

第一項並びに第八十六 条の四	社債、株式等の振替に 関する法律第八十五 条	第八百二十条におい て準用する第八十 一条第一項
2	社債、株式等の振替に 関する法律第八十六 条	第八百二十条におい て準用する第八十 一条第一項
(書面に記載すべ き事項等の電磁的 方法による 提供の承諾等)	第六百二十条におい て準用する第六十 八条第三項各号	第八十一條第一項 に規定する口座管 理機関分制限額を いう。)
第三項	各号	限分額 理機 制

第五条	(電磁的方法による通知の承諾等) 准用会社法第七百二十条第二項の規定に より電磁的方法により通知を発しようとする者 (次項において「通知発出者」という。)は、總 務省令で定めるところにより、あらかじめ、當 該通知の相手方に對し、その用いる電磁的方法 の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法に よる承諾を得なければならない。
第六条	法第八十二条第二項に規定する政令で定 める地域は、別表各号に掲げる区域とする。 (情報通信の技術を利用した提供)
第七条	有料放送事業者(法第四十七条第一項 に規定する有料放送事業者をいう。次項におい て同じ。)は、法第五十条の二第二項の規定 により同項に規定する事項を提供しようとする ときは、總務省令で定めるところにより、あら かじめ、国内受信者(法第四十七条第一項に 規定する国内受信者をいう。以下同じ。)に対 して講じた措置に関する事項
第八条	法第九条第一項(法第八十一條第六項に おいて準用する場合を含む。)の規定によ る訂正又は取消しの放送に関する事項 法第二十条第一項第三号、第二項及び第 三項の業務の実施状況(放送番組の内容に 関する事項を除く。)
九	法第五十二条、第五十四条又は第五十五 条の規定によつてした役員の任免に関する 事項
十	法第六十四条第一項に規定する受信契約 に関する事項
十一	法第八十二条第二項に規定する世論調査 に関する事項
十二	基幹放送事業者(協会及び学園を除く。 において同じ。)次に掲げる事項(法第八 百五十条の二第二項に規定する事項の提供を電 磁的方法によつしてはならない。ただし、當 該国内受信者が再び前項の規定による承諾をし た場合は、この限りでない。)
十三	(資料の提出)

一	法第一百七十五条(法第八十一條第六項に おいて準用する場合を含む。)の規定により総 務大臣が協会放送事業者(協会及び小規模施 設特定有線一般放送事業者(法第三十四条第 二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事 業者をいう。第四号及び次項において同じ。)を除く。) 基幹放送局提供事業者(法第一百八十八条第一 号において「放送局設備供給役務」という。) 又はコミュニケーション放送を行う基幹放送事業 者にあつては、同号イからハまでに掲げる者 に掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者
二	法第九十三条第一項第七号イからハまで に掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者
三	法第九十三条第一項第七号イからハまで に掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者
四	法第一百七十五条(法第八十一條第六項に おいて準用する場合を含む。)の規定により総 務大臣が協会放送事業者(協会及び小規模施 設特定有線一般放送事業者(法第三十四条第 二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事 業者をいう。第四号及び次項において同じ。)を除く。) 基幹放送局提供事業者(法第一百八十八条第一 号において「放送局設備供給役務」という。) 又はコミュニケーション放送を行う基幹放送事業 者にあつては、同号イからハまでに掲げる者 に掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者
五	法第一百七十五条(法第八十一條第六項に おいて準用する場合を含む。)の規定により総 務大臣が協会放送事業者(協会及び小規模施 設特定有線一般放送事業者(法第三十四条第 二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事 業者をいう。第四号及び次項において同じ。)を除く。) 基幹放送局提供事業者(法第一百八十八条第一 号において「放送局設備供給役務」という。) 又はコミュニケーション放送を行う基幹放送事業 者にあつては、同号イからハまでに掲げる者 に掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者

一	本 事 件 は、前号ヘに規定する事項 に規定する放送局設備供給役務(以下この 項において「放送局設備供給役務」という。) の提供条件に関する事項並びに放送局設備供 給役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由
二	本 事 件 は、前号ヘに規定する事項 に規定する放送局設備供給役務(以下この 項において「放送局設備供給役務」という。) の提供条件に関する事項並びに放送局設備供 給役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由
三	本 事 件 は、前号ヘに規定する事項 に規定する放送局設備供給役務(以下この 項において「放送局設備供給役務」という。) の提供条件に関する事項並びに放送局設備供 給役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由
四	本 事 件 は、前号ヘに規定する事項 に規定する放送局設備供給役務(以下この 項において「放送局設備供給役務」という。) の提供条件に関する事項並びに放送局設備供 給役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由
五	本 事 件 は、前号ヘに規定する事項 に規定する放送局設備供給役務(以下この 項において「放送局設備供給役務」という。) の提供条件に関する事項並びに放送局設備供 給役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由

附 則 (平成二四年七月一九日政令第一
九七号)

この政令は、新非訟事件手続法の施行の日
(平成二十五年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年二月二〇日政令第五
三号)

この政令は、放送法及び電波法の一部を改正
する法律の施行の日 (平成二十七年四月一日)
から施行する。

附 則 (平成二七年二月二〇日政令第五
四号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律の
施行の日 (平成二十七年五月一日)から施行す
る。

附 則 (平成二七年二月二〇日政令第五
五号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施
行する。

附 則 (平成二八年一月七日政令第二
一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月三日政令第四〇
号)

1 この政令は、電気通信事業法等の一部を改正
する法律の施行の日 (平成二十八年五月二十一
日)から施行する。

附 則 (令和三年二月一九日政令第三
五号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律
(令和元年法律第七十号)の施行の日 (令和三
年三月一日)から施行する。

附 則 (令和三年一二月一〇日政令第三
六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年八月三一日政令第二
八号)

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正
する法律の施行の日 (令和四年十月一日)から
施行する。

附 則 (令和五年三月一七日政令第五
七号)

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正
する法律 (令和四年法律第六十三号)附則第一
条第二号に掲げる規定の施行の日 (令和五年四
月二十日)から施行する。

附 則 (令和六年二月七日政令第二
六号)

1 (施行期日)
この政令は、令和六年四月一日から施行す
る。

別表 (第六条関係)

一 東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、 茨城県、栃木県、山梨県、長野県及び新潟県	二 愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、石川県、 福井県及び富山県の区域
三 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及 び和歌山県の区域	四 広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県 の区域
五 愛媛県、徳島県、香川県及び高知県の区域	六 熊本県、長崎県、福岡県、大分県、佐賀県、 宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域
七 宮城県、福島県、岩手県、青森県、山形県及 び秋田県の区域	八 北海道の区域